



2019年5月9日

各 位

会 社 名 株式会社リコー
代表者氏名 代表取締役 社長執行役員 山下 良則
(コード番号 7752 東証第1部)
問い合わせ先 広報室長 橋本 潔
電話番号 050-3814-2806

リコーインドに関する追加損失計上のお知らせ

当社は、2019年3月期連結決算において Ricoh India Limited (登記上本社:ムンバイ、ボンベイ証券取引所上場、以下「リコーインド」)に関連して 149 億円の追加損失を計上しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 追加損失の内容

リコーインドは、2018年1月29日にインド National Company Law Tribunal(会社法審判所)に対してインド破産倒産法(Insolvency and Bankruptcy Code)第10条に基づく会社更生手続開始の申立(*1)を行い、同年5月14日付けでその開始決定を受けました。この決定に基づき会社法審判所によってモラトリアム(*2)が発令されるとともに、Resolution Professional と呼ばれる管財人が任命され、当該管財人による管理下で、外部スポンサー候補から更生計画案を募っておりました。

その後、2019年2月15日にリコーインドの債権者委員会は、複数社より提出された更生計画案の中から更生計画案を選定し、承認しました。承認された更生計画案は管財人により会社法審判所に提出され、同所において、更生計画案の審議が行われております。

リコーインドの更生計画案は会社法審判所による承認がなされておきませんが、現段階でリコーグループが保有する同社に対する債権について回収不能と判断したこと等により、149億円の追加損失を計上しました。

尚、リコーインドは、当社グループが73.6%を出資するインドの販売子会社ですが、会社更生手続きに入り管財人が任命された2018年5月に連結の範囲から除外しております。

2. 今後の見通し

リコーグループの保有するリコーインド向け債権については、全額引当を計上済みとなります。

今後の法的手続きの状況によって変更される場合がありますが、今後も情報開示が必要と判断される場合は、速やかに公表いたします。

*1...インド破産倒産法第 10 条に基づく会社更生手続について

当該申立てを受けた会社法審判所により手続開始決定がなされると、管財人による財産管理が行われるとともに、債権者委員会による承認及び会社法審判所による認可を目指して更生計画案の作成が行われる期間が設けられます。当該期間内に会社法審判所に更生計画案が提出されなかった場合や、更生計画案が非承認となった場合、その他インド破産倒産法所定の事由が発生した場合には、清算手続きへと移行することとなります。

*2...モラトリアムについて

インド会社法審判所は、倒産処理手続開始決定と同時にモラトリアムを発令します。モラトリアム発令中は、債務者が占有する財産の所有者等による占有の回復、債務者に対する司法その他の手続、担保権の実行、債務者の資産や権利の処分などの行為が禁止されます。モラトリアムは会社法審判所による更生計画案の承認命令または清算命令が行われるまで継続されます。

以上